

# 甲府市総合市民会館調整会議について

## \* 調整会議

- ・ 日 時：毎月1日の午前11時より開催します。  
ただし、1日が日曜・祝日あるいは休館日にあたる場合は、その月の最初の平日に開催します。
- ・ 会 場：大会議室 ※催し物の関係で別会場になる場合があります。

## 調整会議日程

使用月	開催月日	使用月	開催月日
H30年 5月分	12月1日(金)	H31年 1月分	8月1日(水)
6月分	H30 1月4日(木)	2月分	9月1日(土)
7月分	2月1日(木)	3月分	10月1日(月)
8月分	3月1日(木)	4月分	11月1日(木)
9月分	4月2日(月)	5月分	12月1日(土)
10月分	5月2日(水)	6月分	H31 1月4日(金)
11月分	6月1日(金)	7月分	2月1日(金)
12月分	7月2日(月)	8月分	3月1日(金)

- ・ 同一の催し物について複数の申し込みはできません。  
また、許可を受けた目的以外の施設の使用およびその権利を他人に譲渡、は転貸することはできません。判明した場合は、無効となります。
- ・ 調整会議で申請されたものは、キャンセル・変更はできませんのでご注意ください。
- ・ 使用目的および内容等によっては、使用許可できない場合もありますので、あらかじめ管理事務室へお尋ねください。(例：飲食を目的とする場合等)

## \* ご利用案内

使用時間	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00

※使用時間には、準備・仕込み・片づけ等に要するすべての時間を含みますので、使用時間内に終了するよう無理のない計画を立ててください。

- ・ 定員厳守：各施設の定員を厳守してください。
- ・ 申請受付：午前8時30分から午後5時30分まで。休館日は受け付けません。
- ・ 予約期間：当月を含めた6か月先まで
- ・ 予約方法：調整会議に出席しない場合、各会場の予約は電話等で受け付けますが、調整会議の対象となる月の予約は、調整会議の翌日からとなります。  
\* 予約した日から1週間以内に申請手続きをしてください。
- ・ 休 館 日：①毎週火曜日。ただし、その日が祝日にあたる場合は、その翌日。  
②12月29日から翌年1月3日まで。  
③設備点検等のため、臨時に休館となる場合があります。

問い合わせ先 甲府市総合市民会館  
055-231-1951 (火曜日休館)